

意見書案第 4 号

インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 出 澤 大

賛成者 加 藤 政 之

インボイス制度の廃止を求める意見書（案）

令和５年１０月、インボイス制度が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れ税額控除ができない。

そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念されていた。

また、インボイス発行事業者になるためには課税事業者となり消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入から１年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担が増えたことによって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務も大きな負担になっている。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境、また市内の経済の活性化の重要性を考えるとインボイス制度は廃止するべきであると言わざるを得ない。

よって、インボイス制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会